補本公示第９９号
２７．７．２７

平成２７年度艦船搭載機器の整備実績基準基礎データの整備の契約希望業者募集要項

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長
村　越　靖　晃

平成２７年度艦船搭載機器の整備実績基準基礎データの整備の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出してください。

記

１　調達品目等
平成２７年度艦船搭載機器の整備実績基準基礎データの整備

２　公募に応募できる者の資格
応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とする。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）分任支出負担行為担当官又は防衛省としての指名停止等の処置を受けている期間中の者でないこと。
（４）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者
（５）平成２５年度、２６年度、２７年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有している者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者
（６）本事業の実施に必要な次の知識、技術及び能力を有する技術者を従事させる態勢を有する者

ア　技術刊行物（取扱説明書、パーツブック等）を理解するとともに、装備品、構成品及び主要部品の名称並びに機能を理解している。

イ　艦船搭載機器に技術管理コードを付与できるとともに、技術管理コード、共通仕様書コード及び機器コード等を関連付けるための専門的な知識及び技能を有している。

ウ　海上自衛隊における艦船の乗員整備等に精通している。

（７）情報保証に関する社内管理態勢が整備されている者

（８）本事業に必要な技術、知識等の教育態勢が整備されている者

（９）本事業を効率的、かつ、効果的に実施できる技術を有する者

(10) 本事業の遂行に必要な工程管理及び精度の保証ができ、保全に関する能力を有する技術者を所要数従事させる体制を有する者

(11) 本事業の一部を下請負業者に委託させる場合は、業務に応じて第６号から第１０号の条件を満たす者であること。

３　参加表明

応募する者は、別紙様式に示す「参加表明書」及び第１号又は第２号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

（１）資格審査結果通知書（写し）

（２）第２項第５号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

４　技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出したもので、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することでアからエに示す資料の提出を省略することができる。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア　過去５年間における同種契約実績（別紙様式第２により提出。実績がない場合は省略可）

イ　本事業の受注に対応可能な人員規模、構成を確認できる資料

ウ　従事する技術者が、海上自衛隊艦船造修整備等の諸規則及び艦船の乗員整備等の業務内容を理解し、専門性を有することを確認できる資料

エ　情報保証に関する社内管理態勢及び、本事業に必要な技術、知識等の教育態勢が整備されていることを確認できる資料

オ　下請業者に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（委託する業務によっては、イからエに規定する資料を添付すること。）

5　参加表明書及び技術資料の提出先等

（1）提出先

海上自衛隊補給本部管理部契約課審査係

〒１１４－８５６５

東京都北区十条台一丁目５－７０

０３-３９０８-５１２１（内線５６６５）

（2）提出期間

平成２７年7月２７日（月）～平成２７年8月３１日（月）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備が整った場合は応募することができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

（3）提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（4）提出部数

参加表明書、技術資料共各２部（第３項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は１部）

6　技術資料の審査等

技術資料の提出者は、海上自衛隊補給本部の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

7　審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果及び技術審査結果を応募者に対し通知する。

８　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。

ア　窓　口

第５項第１号に同じ。

イ　時　間

直接持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、正午から午後１時までの時間を除く。

（２）契約担当官等は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

（３）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

９　応募に当たっての留意事項

（１）応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。

オ　提出資料は、原則として返却しないものとする。

カ　提出書類は、他の目的に使用しない。

キ　提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

ク　当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。

（２）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。

（３）調達品目の仕様に関する問合せを、補給本部管理部契約課審査係に行うことができる。

添付書類：１　別紙様式第１「参加表明書（記入例)」
　　２　別紙様式第２「役務契約受注実績」

別紙様式第１
○○．○○．○○

（記入例）

海上自衛隊補給本部管理部長　　殿

○○○○○○㈱
代表取締役社長　○○　○○

# 参　加　表　明　書

平成２７年度艦船搭載機器の整備実績基準基礎データの整備（補本公示第９９号（２７．７．２７））について、下記のとおり応募します。

記

| 番号 | 品目名 |
|---|---|
| １ | 平成２７年度艦船搭載機器の整備実績基準基礎データの整備 |

添付書類：１　資格審査結果通知書
　　２　技術資料一式

別紙様式第２

# 役務契約受注実績

会社名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 番号 | 契約年度 | 契約件名 | 契約年月日（履行期限） | 契約機関名 | 契約番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注：過去５年間における受注実績を契約年度順に記載する。